

野外焼却にご注意ください

久留米広域消防本部管内では、毎年、春から夏にかけて野外焼却による火災が多く発生しています。その理由としては、梅雨入り前に野外焼却を行う機会が多いこと、季節上、空気が乾燥し風が強い日が続くことなどが挙げられます。



【野外焼却とは？】

- ・たき火(家庭ごみ、落ち葉、剪定屑)
- ・火入れ(麦わら、稲わら、あぜ焼き)

【なぜ、野外焼却から火災が発生するのか？】

- ・急に風が強くなったり、風向きが変わる
- ・その場を離れて、燃え広がりに気付くのが遅れる

～もういちど、野外焼却について考えてみよう～

野外焼却は法律で原則禁止されています

野外焼却は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則禁止されていますが、下記に該当する周辺地域の生活環境に与える影響が軽微なものについては、例外とされています。

風俗慣習上または宗教上の
行事を行うために必要な焼却

例) 祭事上等の焼却(どんど焼き、さぎっちょ、キャンプファイヤー等)

日常生活を営む上で通常
行われる軽微な焼却

例) 家庭内における清掃を目的とした焼却(落ち葉の焼却等)

その他認められる焼却

例) 農業、林業又は漁業を営むためやむを得ない焼却(麦わら、稲わらの焼却)

例外として野外焼却を行う場合は次のことに注意してください。

【燃やす前の注意点】

- ・風の強い日や乾燥注意報等が出ているときは絶対に行わない。
- ・消火の準備をする。(水バケツ、消火器など)
- ・周囲に燃えやすいものがない場所で行う。(風下には特に注意)

【燃やしているときの注意点】

- ・火を消すまではその場を絶対に離れない。
- ・燃え広がりを防ぐために少しずつ焼却する。

【消火後の注意点】

- ・完全に火が消えたことを確認する。



※ 例外として野外焼却を行う場合は事前に最寄りの消防署へお知らせください。
(万一、火災となった場合に備えるためであり、野外焼却の許可ではありません)

お問い合わせ先

| 消防署名 | 電話番号 | 管轄区域 |
|--------|--------------|---------------------------|
| 久留米消防署 | 0942-38-5151 | 久留米市(北野町、田主丸町、城島町及び三潞町除く) |
| 三井消防署 | 0942-72-5101 | 小郡市、大刀洗町、北野町 |
| 浮羽消防署 | 0943-72-4193 | うきは市、田主丸町 |
| 三潞消防署 | 0942-62-2185 | 城島町、三潞町、大木町 |
| 大川消防署 | 0944-88-1145 | 大川市 |